

必ずお読みください

- ☞ 保護者の方は、緊急時に必ず連絡が取れるようにしておいてください。
- ☞ 食物アレルギーのある児童については、児童の安全確保のため、原則として、おやつ
の持参をお願いします。（おやつ代 1,000 円の集金ありません）また、持参されるお弁当の中
身に食物アレルギー物質等の混入がないよう今一度確認をお願いいたします。
- ☞ 児童クラブ開設中の児童の一時外出は、原則として認めておりません。
※但し、学校行事の場合は除きます
- ☞ 習い事や塾に行く場合、児童クラブを出発する時間を連絡帳に記入してください。
※出発時間に支援員からお子様へ声掛けを実施いたしますが、案内できない場合もありま
す。朝、お子様への伝達をしっかりとお願いします。
- ☞ 送迎時は、交通ルールを厳守していただくようお願いします。
- ☞ 急な出欠連絡（ノートへ記載した出欠内容が変わる場合）は学校を欠席した際も児童ク
ラブへ必ず連絡していただきますようお願いいたします。
※その際、欠席理由もお伝えください。（新型コロナウイルス感染症関連の場合、施設
での対応が必要なため）
- ☞ 学習の習慣付けのため、児童が自主的に学習する時間を設けていますが、宿題を終わら
せているかの確認や丸つけ等は保護者の方でお願いします。児童クラブは学習塾ではない
ため、児童クラブの指導員に回答を求めることが無いようお願いいたします。
- ☞ 就労証明書の期限が切れたり就労場所の変更があったりした場合は、速やかに就労証明
書を再提出してください。再提出がない場合は、入会の解除、入会決定の取消し又は入会
審査を保留とします。
その他、児童クラブ利用者負担金を滞納した場合や児童クラブの規則を守らない場合、
支援員の指示に従わない場合等も同様の対応といたします。
- ☞ 利用者負担金は原則、（長期休業期間利用分を含め）口座振替での納付となります。口
座振替手続きを忘れずに行ってください。
- ☞ 児童クラブは昼間家庭に保護者がいないお子様をお預かりする施設です。仕事が休み等
保護者がお家庭におられる時は、家族の時間を大切に一緒に過ごしていただきますようお
願いします。

長門市役所 健康福祉部
子育て支援課 保育班
TEL : 0837 (23) 1164